

5 自然環境の保全

5 自然環境の保全

(1) 緑の状況

都市化の進展により市内の緑は減少傾向にあります。

緑の減少を抑制するとともに、すべての市民が健康で快適な生活が営めるよう自然と生活の調和した良好な自然環境を保全するため「ふじみ野市みどりの条例」「同施行規則」に基づき緑地保護地区及び保存樹木等の指定を行っています。

また、「公開緑地」として緑を保全しつつ市民に公開することを条件に市が民有緑地を借上げ市民に公開している緑地が5箇所あります。

さらに、埼玉県指定の「ふるさとの緑の景観地」として2箇所の指定を受けています。

表5-1 緑地保護地区等の状況

緑地保護地区数	45 箇所
緑地保護地区面積	118,181m ²
保存樹木等本数	143 本

(平成30年3月31日現在)

緑地保護地区

緑地保護地区の指定基準

- ・良好な環境を確保するために必要と認めるとき
- ・樹木が林立している土地の面積が300m²以上であること
- ・樹木のある神社、寺院等の境内(その周辺を含む。)で良好な環境を保っていること

保存樹木等

保存樹木等の指定基準

- ・樹形が特に優れているもの
 - ・1.2mの高さにおける幹の周囲が1m以上であるもの
 - ・株立した樹木で高さが2.5m以上であるもの
 - ・高さが10m以上であるもの
 - ・はん登性樹木で枝葉の面積が25m²以上であるもの
- ※はん登性樹木: つる等により木や石等に付着して枝葉を広げる樹木

表5-2 公開緑地

図地点	名称	所在地	面積(m ²)	開設年月日
No.1	緑ヶ丘緑地	緑ヶ丘 2-1930-1	3,915	H10.7.1
No.2	西八丁緑地	亀久保 1676-1	6,821	H19.3.31
No.3	三ヶ島緑地	亀久保 1807-1	2,052	H10.7.1
No.4	緑地公園	福岡 3-1226 外	8,863	S62.10.1
No.5	大井弁天の森	大井 263-1 外	31,531	S60

※西八丁緑地の公開面積は 3,618 m²

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

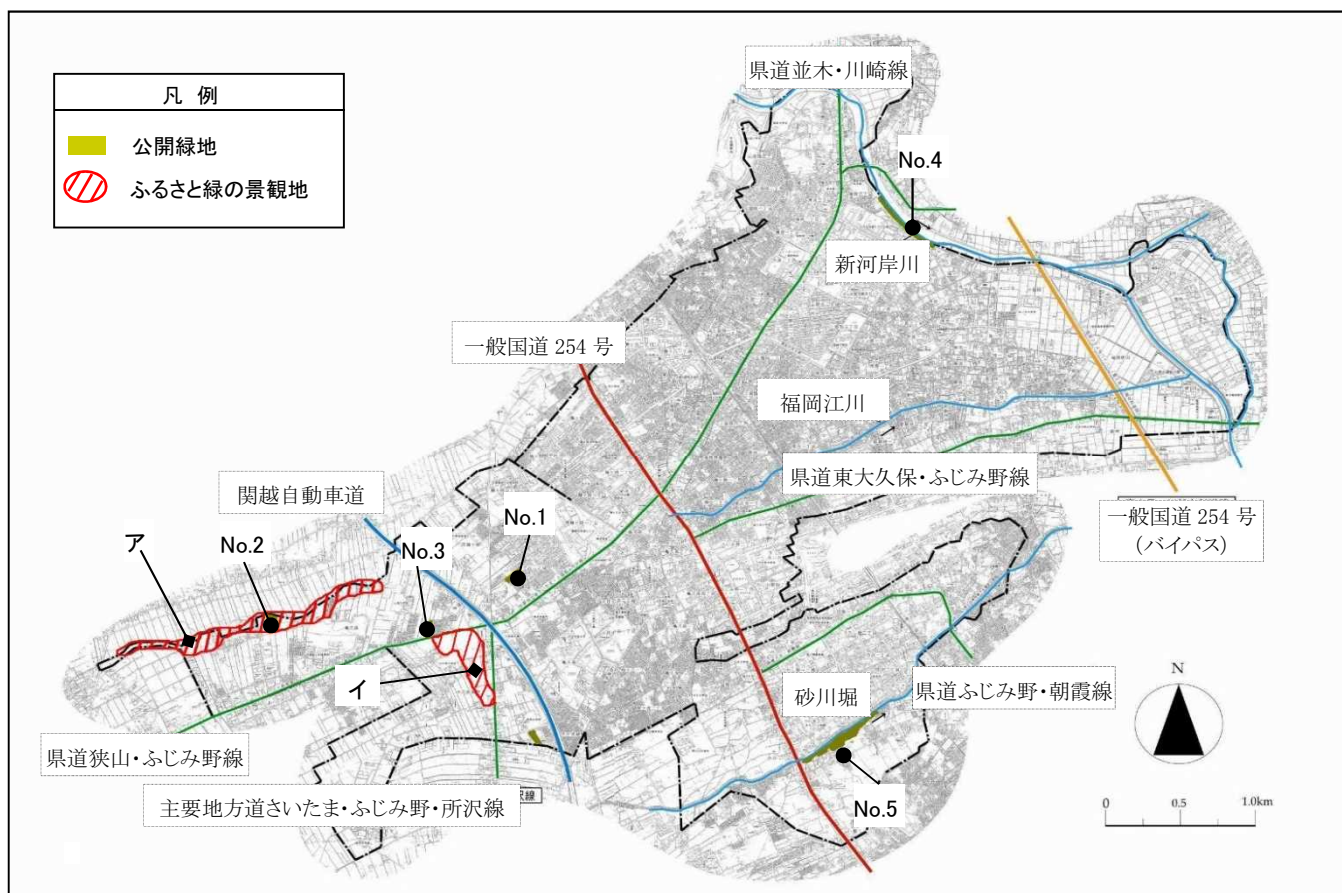
表5-3 ふるさとの緑の景観地(県指定)

図地点	名称	所在地	指定面積	指定年月日
ア	ふじみ野市八丁ふるさと緑の景観地	亀久保 1602-1 の一部及び三角 1697-13 外	12.94ha	S56.3.20
イ	ふじみ野市武蔵野ふるさと緑の景観地	大井武蔵野 703 外	6.51ha	S59.3.31

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

※ 埼玉県条例「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」(昭和 54 年 3 月 15 日施行) に基づき、ふるさとを象徴する緑を形成している地域を県が指定

図5-1 公開緑地及びふるさとの緑の景観地



(2) 鳥獣保護

鳥獣保護法（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日 法律第 88 号））などにに基づき、鳥獣の保護を推進するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止など、鳥獣の保護及び捕獲の適正化を図り、もって生物多様性の確保、生活環境の保全などに努めています。

① 傷病野生鳥獣の保護

埼玉県では、埼玉県獣医師会に委託し、傷病野生鳥獣保護診療機関として県内 51 の獣医師を指定しています。怪我をした野生鳥獣を保護した場合、指定された獣医に連れて行くと、無料で受診して頂けるなど、傷病野生鳥獣の保護を行っています。特に春先のヒナが巣立つ時期の相談として、道路や地面に落ちているという連絡を受ける場合があります。親鳥の姿が見えなくてもヒナの近くで見守っていて、人間がいると近づけない場合がありますので、巣立ちヒナについては、保護せずにすぐにその場から立ち去るようお願いしています。

② 有害鳥獣の捕獲

野生鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取は、鳥獣保護法により、原則禁止されています。しかし、生活環境や生態系などに被害等が生じている場合や指定された有害鳥獣などについては、県の計画などに基づいて、捕獲等を行うことが認められています。ただし、目的に応じた申請及び許可が必要となります。

最近、市内でもハクビシン等の目撃情報が寄せられており、室内や屋根裏などに侵入されないよう注意が必要です。

③ 特定外来生物（アライグマ）の防除

埼玉県内のほぼ全域で、アライグマの被害発生や捕獲状況、目撃情報があり、家屋に侵入し天井裏を糞尿で汚す被害や農作物被害などが報告されています。

市内でも、アライグマの目撃情報により、はこわなを設置するなどして平成 29 年度は 7 頭を捕獲しました。被害状況は庭の果樹を食い散らす、ベランダの屋根に糞をするなどですが、室内や屋根裏などに侵入されないよう注意が必要です。

埼玉県では「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号）に基づき、「埼玉県アライグマ防除実施計画」

を策定し、計画的な防除対策を実施しており、本市もそれに基づき対応を行っています。

(3) 河川敷地等管理制度

市が管理する河川及び水路の敷地（以下「河川敷地等」という。）において、ボランティアで清掃美化活動及び維持管理活動を行う市民団体等を河川敷地等管理団体として認定（以下「認定団体」という。）し、市民と行政が協力して、野生動植物の生態系に配慮した河川敷地等の管理を推進するとともに、水辺愛護意識の向上を図ることを目的とした制度です。

表 5 - 4 認定団体

認定団体名	活動場所	活動回数	認定日
埼玉県生態系保護協会ふじみ野支部	福岡字立堀	適宜に活動	H18.10.24
埼玉県生態系保護協会ふじみ野支部	駒林字谷田	適宜に活動	H19.1.30
埼玉県生態系保護協会ふじみ野支部	福岡(旧河道)	適宜に活動	H22.10.15

(平成 30 年 3 月 31 日現在)